## 統括会議設置運営要領

## 改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2003. 07. 01
1. 1	常務から副社長へ変更 開催日の変更(第3営業日)	2008. 07. 30
1.2	協議事項の変更	2009. 04. 01
1. 3	センター長の設置に伴う変更および書式の変更	2010. 07. 01
1. 4	役員執行体制の変更に伴う改正	2010. 08. 31
1.5	役員執行体制の変更に伴う改正	2011. 07. 08
1.6	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30
1. 7	開催日の変更に伴う改正	2022. 04. 01

## 統括会議設置運営要領

規程番号 0105-0000-02-要制定日 2003年 7月 1日 改正日 2022年 4月 1日

(目的)

第 1条 この会議は、業務分掌に基づき各部門から付議された事項により、部門間の情報交換と業務の調整を図るとともに、決定事項の徹底等を行うことにより、事業を効率的に進めることを主目的に設置する。

(名 称)

第 2条 この会議は、統括会議と称する。

(構成)

第 3条 この会議の議長および構成は次のとおりとする。

議 長:社長

構成員:センター長、部長および副部長

(協議事項)

- 第 4条 協議事項は次のとおりとする。
  - (1) 進捗状況の報告
  - (2) 部門間調整
  - (3) その他連絡事項の確認および周知徹底

(開催)

第 5条 この会議は、原則として毎月第4営業日に開催する。

(事務局)

第 6条 この会議の事務局は総務部に置く。